

社会事業部 相談員研究会 募集要項

1. テーマ：

「改正民法（相続）の基本を確認する。」

2. 日時及び場所：

①日時 平成30年12月7日（金曜日） 18:00～21:00

②場所 ココネリ3階 研修室5

3. 内容：

第1部：改正相続法の条文輪読会（時間の許す限り、遺言書保管法、家事事件手続法も）
今回の改正項目が、条文上どのように表現されているかを確認します。

第2部： ディスカッション

「相続法改正の概要について」（法務省 HP、
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html#B002）
に記載のある改正6項目のうち、下記の項目について、制度趣旨などを確認し、
実務上懸念される点、疑問点などについて意見交換します。

- ① 「第1 配偶者の居住権を保護するための方策」及び
「第2 遺産分割等に関する見直し」のうち、「1 配偶者保護のための方策」
- ② 「第5 相続の効力等に関する見直し」
- ③ 「第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」

4. 募集人数：

ディスカッション形式のため、15名程度を予定しております。

5. 参加条件：

- ① 積極的かつ真剣に参加する意欲のある方（相続関係業務経験者のみならず、これから同業務に取り組もうとする方も歓迎です。）
- ② 今回改正された6項目のうち、第2部でのディスカッションの対象項目（①②③）について、イ）実務上懸念される点、ロ）疑問点を、各自事前に調べ、当日に備えてください。

なお、事前検討のための資料として、以下、ご参考まで。

- ◆ 法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html#B002)
にある、「相続法改正の概要について」及び、添付されている PDF
- ◆ 参考書籍：「相続法改正のポイントと実務への影響」
山川一陽、松島隆弘編著（日本加除出版）

6. 申込方法：

- 参加ご希望の方は、まず下記までメールでお申込みください。
- そのうえで、別紙「社会事業部研究会課題」の6項目のうち2項目以上の回答を作成し、12月5日までに、メールでお送りください。

宛先：horii2@jcom.home.ne.jp

(堀井行政書士事務所)

7. 当日ご持参戴くもの（下記リンクよりダウンロードしてください）：

- ① 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案新旧対照条文
（「一民法（第一条関係）、二民法（第二条関係）及び三家事事件手続法」の部分のみ）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html

- ② 法務局における遺言書の保管等に関する法律（条文）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

以上

2018年11月19日
社会事業部長
堀井博綱